

# 介護予防の推進

# 介護予防の推進

## 現状・課題

### 介護予防の事業評価と改善

介護予防の取組については「一般介護予防事業評価事業」において、定性評価に加え定量的指標により事業評価を行うこととしている。具体的には、プロセス指標、アウトカム指標等を用いた評価を行い、事業の改善に活用することとしている。

地域支援事業実施要綱 別添5 総合事業の事業評価 1 総合事業に示された定量的指標

#### プロセス指標

- ・介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上参加者数及び割合
- ・介護予防に資する住民主体の通いの場の状況

その他の定量的指標の例を以下に示す。

介護予防に関する講演会、相談会等の開催回数・参加者数

介護予防に関するイベント等の開催回数

介護予防に関するボランティア育成のための研修会の開催回数・育成数

#### アウトカム指標

- ・65歳以上新規認定申請者数及び割合
- ・65歳以上新規認定者数及び割合（要支援・要介護度別）
- ・65歳以上要支援・要介護認定率（要支援・要介護度別）
- ・日常生活圏域ニーズ調査等による健康に関連する指標の状況
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の費用額
- ・予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業の費用総額

# 介護予防の推進

## 現状・課題

### 介護予防・自立支援を推進するための都道府県等の支援

効果的な介護予防の取組には、リハビリテーション専門職等が地域ケア会議、住民主体の通いの場等へ関与し、高齢者の自立や社会参加を促進することが有用である。しかし、従来より、介護予防事業においてこれらの専門職等が不足しているとの意見があった。

そのため、介護予防・日常生活支援総合事業において、地域における介護予防の取組の機能強化を図るために、市町村が地域ケア会議等にリハビリテーション専門職等を派遣するための事業（地域リハビリテーション活動支援事業）を新設し、これらの専門職の関与を促進することとした。

市町村においてリハビリテーション専門職等を確保することが難しいとの声があることから、一部の都道府県においては、県が医療機関等と連携し、市町村にリハビリテーション専門職等を派遣している。それに加えて、都道府県が市町村に対して介護予防に関して有効な情報の提供・助言等を行ったりしている例がある。

本来は、介護予防事業は市町村が実施すべき事項であるが、リハビリテーション専門職等の確保等の面では、都道府県による市町村の支援も重要である。しかし、制度上、これらは都道府県の役割として明示されていない。

# 介護予防の推進

## 現状・課題

### 介護予防の推進のための住民へのインセンティブ

要介護認定者数は年々増加しており、特に要支援者の伸びが大きい。これらの要支援者に対しては、介護予防として、心身機能の改善を促すのみならず、社会参加を促すことが重要である。

しかし、過去の調査では、高齢者のうち、通いの場へ週1回以上参加している割合は、全国平均で1%に満たない。

これまで、地域づくりの推進等の取組によって、通いの場の数は徐々に増加しているが、一方で介護予防に意欲をもって主体的に取り組む住民を増加させることも必要である。

なお、介護予防への意欲向上のために、介護予防に関する取組への参加回数に応じて、市町村がポイントを付与し、一定のポイント数に応じて特典を得られるようにしている事例もある。

### (参考)

#### 介護支援ボランティアポイント

高齢者が地域のサロン等でボランティアをした場合にポイントを付与し、たまったポイントに応じて、換金等ができるもの。(参考資料P38:介護支援ボランティアポイント)

#### 先進的な取組事例(岡山市総合特区事業 介護予防ポイント事業)

高齢者が、自ら介護予防に積極的に取り組んでいることをポイント評価し、たまったポイント数(参加回数等)に応じて換金等ができるもの。(参考資料P40:(岡山総合特区事業)介護予防ポイント事業)

# 介護予防の推進

## 論点

介護予防・自立支援の取り組みについては、地域支援事業において事業評価を行うこととしているが、さらに評価を充実させるため、既存の指標に加えて、介護予防・自立支援に特化し、その現状を反映するような指標を検討してはどうか。

市町村が行う地域支援事業について、都道府県、医療機関等の関係者から、介護予防・自立支援の推進のために人材派遣や情報提供等の必要な協力を得やすくする必要があるのではないかと。

高齢者が自らの介護予防活動に取り組むため、個人へのインセンティブを付与する仕組みについて、既存事業で実施できる旨を明確化してはどうか。